

安心して学べる環境づくり 就学援助制度

4人に1人が利用しています。
ぜひ、ご活用ください！



就学援助制度とは？

学校教育法などにもとづいて、小・中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。

対象

対象者は、小・中学校の児童生徒のうち、いずれかに該当するもの。

1. 要保護者…生活保護法第6条第2項に規定
2. 準要保護者…市町村教育委員会が、要保護者に準ずると認めるもの

援助の内容

- 給食費
- 新入学用品費
- 学用品費
- 校外活動費
- 修学旅行費
- 医療費 など

※援助の内容は市町村によって異なります。



申請から受給まで



就学援助制度 Q&A

- Q₁ 詳しいことはどこに聞けばいいの？
A₁ 就学援助制度は市町村ごとに認定基準や手続き、支援内容が違います。お住まいの市町村教育委員会か、お子さんの通う学校へお問い合わせください。
- Q₂ 就学援助でもらったお金は、後で返さなくてはならないの？
A₂ 貸付ではありませんので返還不要です。安心してご利用ください。
- Q₃ だれでも就学援助を申請できるの？
A₃ 小・中学生のいるご家庭でしたら、誰でも申請できます。
- Q₄ 誰でも就学援助を利用できるの？
A₄ お住まいの市町村の認定基準により審査され、認定されれば支給されます。

あなたも就学援助を利用できるかも！

就学援助制度の内容・対象者は市町村で異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村教育委員会、または学校にお問い合わせください。



問合せ先一覧▶

問い合わせ

教育支援課 電話：098-866-2711 FAX：098-866-2707

グッジョブセンターおきなわをご存知ですか？

①グッジョブセンターおきなわってどんなところ？

仕事や生活に悩みを抱える方の、生活から就職までをワンストップでサポートする施設です。ワンフロアに、ハローワークや、生活・就労支援、労働相談の機関が揃っています。

平成30年に現在のカーナ旭橋A街区に移転し、昨年で移転3周年を迎えました。



また、子育て中の方向けの無料託児所(未就学児まで、要予約)もごございます。

初めて利用される方には、相談員が相談内容を確認した上で、最適な支援窓口へご案内いたします。

生活のコト、就職のコト、自社の雇用のコト、ご相談ください！



③各種セミナー開催中です！

就職活動の方法が知りたい、パソコン操作を勉強したい、起業したい、今までと違う業種にチャレンジしたいなど、利用者のさまざまなニーズにおこたえする各種セミナーを開催しています。



ホームページにスケジュールを掲載していますので、ぜひご覧ください。▶▶

グッジョブセンターおきなわ 電話：098-865-5006



問い合わせ

雇用政策課 電話：098-866-2324 FAX：098-866-2349